

整理番号	消防－法申－17
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06－4393－6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬類の製造施設等の設置等の完成検査
概 要	火薬類の製造営業の許可若しくは火薬庫の設置又は移転の許可を受けた者は、火薬類の製造施設の設置若しくは火薬庫の設置又は移転の工事をした場合には、当該製造施設又は火薬庫が許可された計画に従い基準に適合するように作られたか、市長の行う完成検査を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第15条第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000149)
審査基準	製造施設については火薬類取締法第7条第1号、火薬庫については火薬類取締法第12条第3項の技術上の基準に適合し、かつ、許可申請の内容と相違がないかを確認します。 ・火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第4条から第5条の2まで又は第22条から第32条まで (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325M50000400088) ・「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について【別添1】火薬類取締法施行規則関係例示基準（製造）又は【別添2】火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵） （令和3年10月15日保局第2号） (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/hourei/reiji.html)
標準処理期間	製造施設の設置の完成検査の場合 30日 火薬庫の設置又は移転の完成検査の場合 14日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	火薬類の製造施設の設置又は火薬庫の設置若しくは移転工事が完成したとき
提出方法	完成検査申請書1通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	41,000円
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	